

◇ 横浜市一般廃棄物収集運搬業優良事業者認定基準（令和7年12月1日改正）

認定事業者は、以下のとおり基準を満たすものとする。

- ・基準1及び2については、全て満たすもの
- ・基準3については、別途定めるものとする。

基準	項目
1 法令遵守	(1) 廃棄物処理法に基づく行政処分を過去5年間受けていない。 (2) 過去1年間、本市手数料の納付遅延により、本市から文書による督促を受けていない。 (3) 過去1年間、一般廃棄物処理実施計画に沿わない廃棄物を焼却工場に搬入したことにより、本市から文書（指導連絡票（第1-1号様式）を除く。）による指導を受けていない。ただし、原因が排出者に起因するものは除く。 (4) 過去1年間、過積載により、本市から文書による通知を受けていない。 (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、過去1年間、交通事故や関係法令等に違反したことにより、本市から文書による指導、通知又は督促を受けていない。
2 事業の継続性等	(1) 2年以上継続して一般廃棄物収集運搬業を営んでいる。 (2) 新規排出事業者の受入れを行っている又は複数の排出事業者と契約を結んでいる。 (3) 経営状況について、直近の決算が黒字又は法人税(所得税)の納付すべき額がある。 (4) その他、優良事業者として認定するに相応しくない行為がない。
基準	
3	3R活動及び脱炭素社会の実現に向けた取組等

◇ 基準3「3R活動への積極的な取組み等」の評価方法について

- (1) 調査票により取組事例を確認し、資料や、実施日、撮影日を記載した写真等の提出を行うものとする。各取組事例について、提出がない場合は0点とする。
- (2) 取組事例1つにつき1点又は2点を基本とする（点数については、調査票の各取組事項に記載）。
- (3) 調査の対象となる期間において、本市から許可を受けて行った一般廃棄物収集運搬業務中に人身事故を起こした場合、2点の減点を行うものとし、翌年度は1点の減点を行うものとする。
- (4) 各項目の合計が17点以上のものについて、基準3を満たすこととする。

◇ 優良事業者として認定するに相応しくない行為について

- (1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬を遂行するにあたり、許可業者の故意又は過失により、収集作業又は収集車の運転等に関する本市から指導を受けた場合。
- (2) 事務所及び駐車場が適正に維持・管理されていない場合。
- (3) 本市財政局が行う「一般競争参加停止及び指名停止措置」に該当した場合。
- (4) 資源循環局の委託事業を受託し、適正に履行が行われなかった場合。
- (5) 許可業者又は許可業者の役員が罰金以上の刑に当たる罪により、公訴を提起された場合。この場合の調査対象期間は、判決が確定するまでの間とする。
- (6) 許可業者又は許可業者の役員が罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの期間を経過していない場合。
- (7) その他、度重なる同様の苦情等上記に準ずる社会的に影響のある悪質又は不適切行為があった場合。